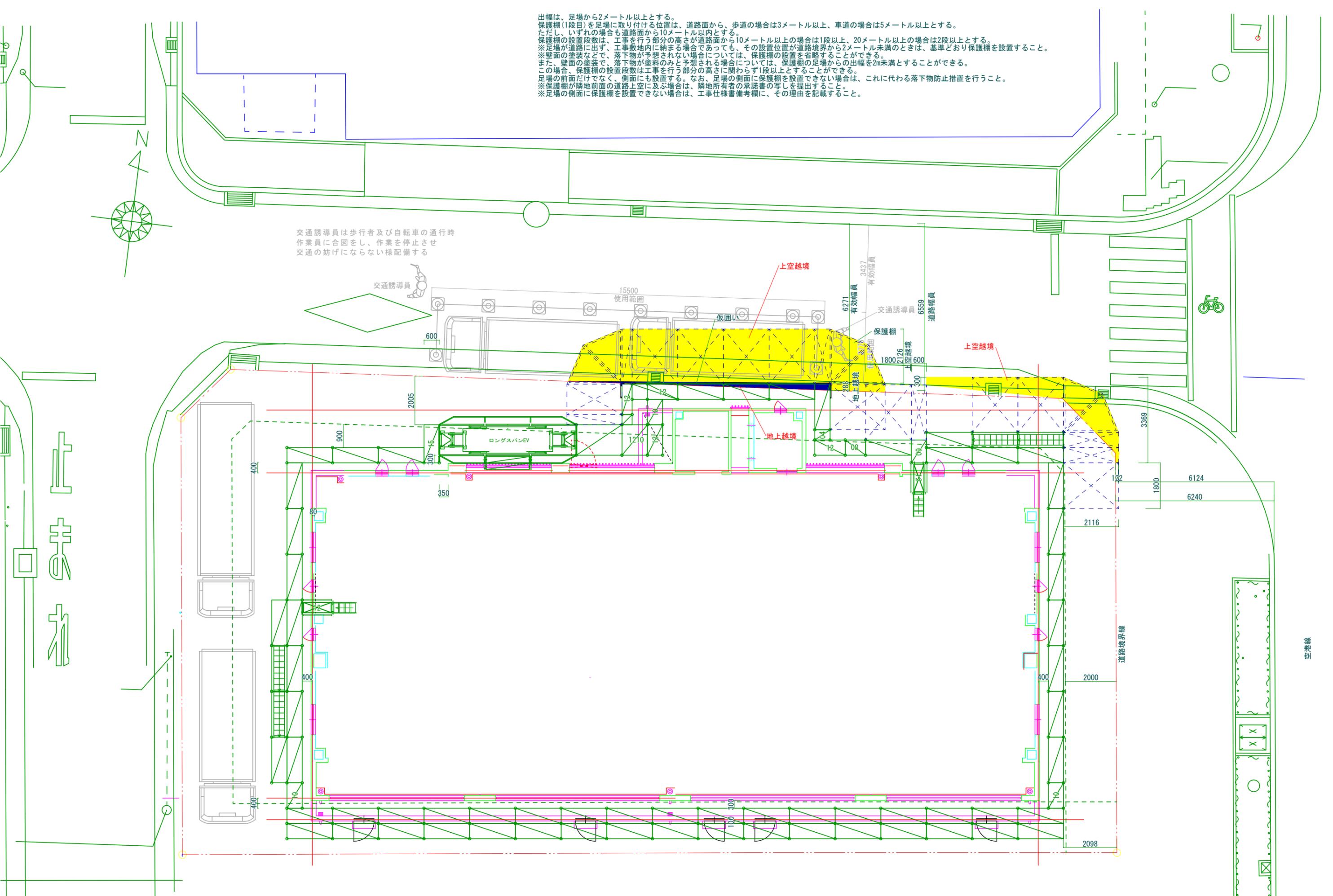


出幅は、足場から2メートル以上とする。
 保護棚(1段目)を足場に取り付ける位置は、道路面から、歩道の場合は3メートル以上、車道の場合は5メートル以上とする。
 ただし、いずれの場合も道路面から10メートル以内とする。
 保護棚の設置段数は、工事を行う部分の高さが道路面から10メートル以上の場合は1段以上、20メートル以上の場合は2段以上とする。
 ※足場が道路に出ず、工事敷地内に納まる場合であっても、その設置位置が道路境界から2メートル未満のときは、基準どおり保護棚を設置すること。
 ※壁面の塗装などで、落下物が予想されない場合については、保護棚の設置を省略することができる。
 また、壁面の塗装で、落下物が塗料のみと予想される場合については、保護棚の足場からの出幅を2m未満とすることができる。
 この場合、保護棚の設置段数は工事を行う部分の高さに関わらず1段以上とすることができる。
 足場の前面だけでなく、側面にも設置する。なお、足場の側面に保護棚を設置できない場合は、これに代わる落下物防止措置を行うこと。
 ※保護棚が隣地前面の道路上空に及ぶ場合は、隣地所有者の承諾書の写しを提出すること。
 ※足場の側面に保護棚を設置できない場合は、工事仕様書備考欄に、その理由を記載すること。

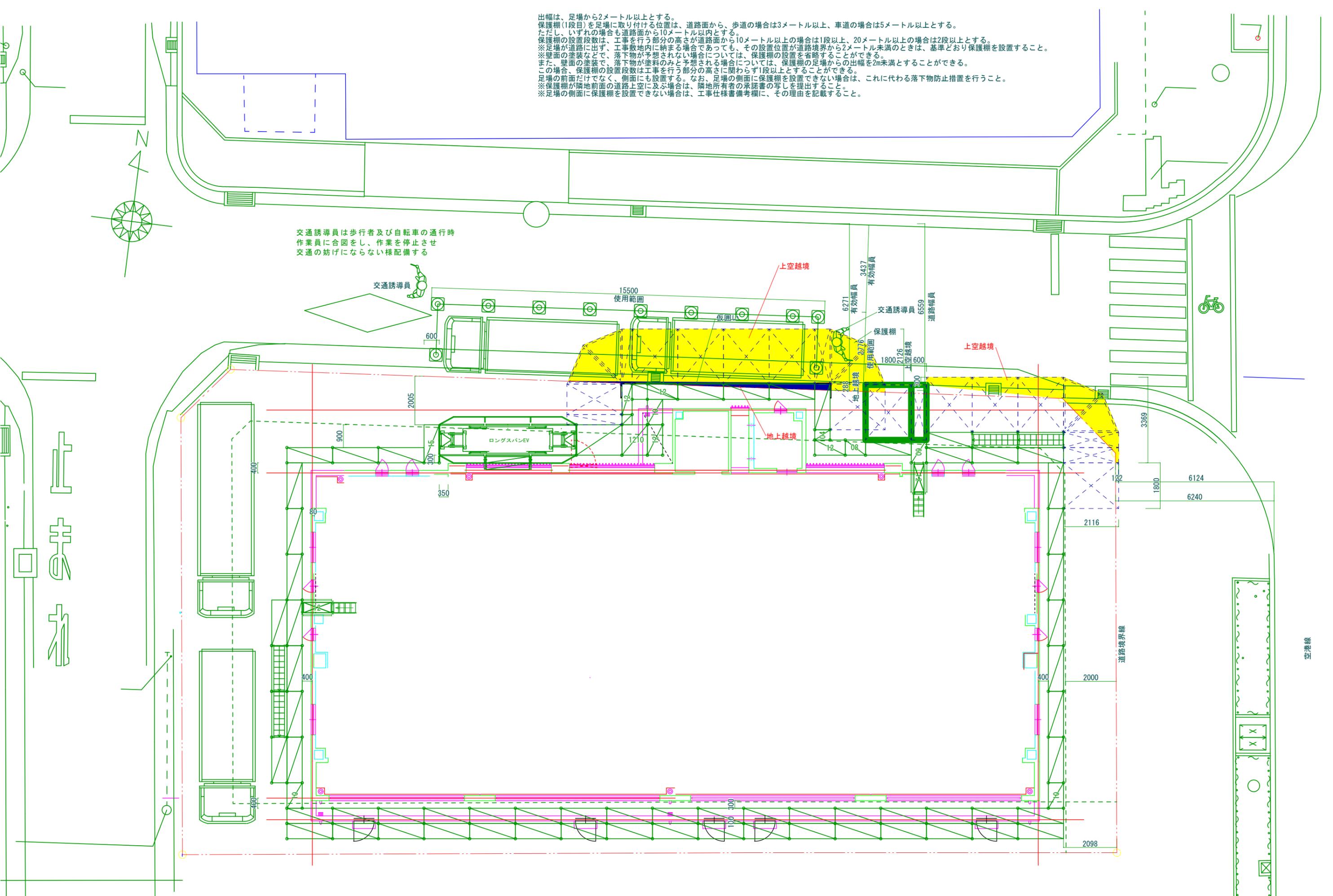
交通誘導員は歩行者及び自転車の通行時
 作業員に合図をし、作業を停止させ
 交通の妨げにならない様配備する



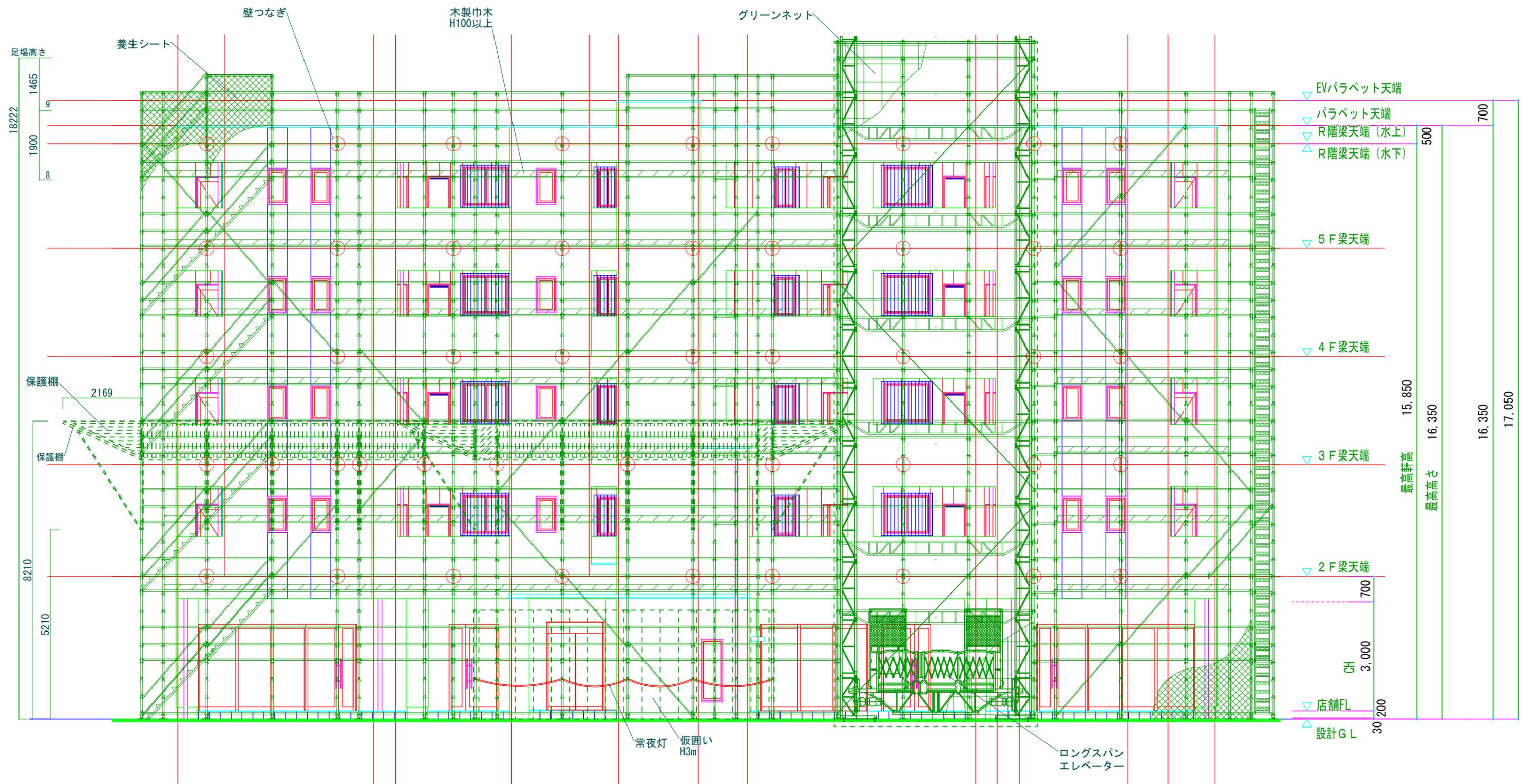
安全対策図 S=1:100

出幅は、足場から2メートル以上とする。
 保護棚(1段目)を足場に取り付ける位置は、道路面から、歩道の場合は3メートル以上、車道の場合は5メートル以上とする。
 ただし、いずれの場合も道路面から10メートル以内とする。
 保護棚の設置段数は、工事を行う部分の高さが道路面から10メートル以上の場合は1段以上、20メートル以上の場合は2段以上とする。
 ※足場が道路に出ず、工事敷地内に納まる場合であっても、その設置位置が道路境界から2メートル未満のときは、基準どおり保護棚を設置すること。
 ※壁面の塗装などで、落下物が予想されない場合については、保護棚の設置を省略することができる。
 また、壁面の塗装で、落下物が塗料のみと予想される場合については、保護棚の足場からの出幅を2m未満とすることができる。
 この場合、保護棚の設置段数は工事を行う部分の高さに関わらず1段以上とすることができる。
 足場の前面だけでなく、側面にも設置する。なお、足場の側面に保護棚を設置できない場合は、これに代わる落下物防止措置を行うこと。
 ※保護棚が隣地前面の道路上空に及ぶ場合は、隣地所有者の承諾書の写しを提出すること。
 ※足場の側面に保護棚を設置できない場合は、工事仕様書備考欄に、その理由を記載すること。

交通誘導員は歩行者及び自転車の通行時
 作業員に合図をし、作業を停止させ
 交通の妨げにならない様配備する



安全対策図 S=1:100



北 立面図 S=1:100

